

運転免許が不要になった、または自動車の運転に不安を感じるようになって運転免許証の自主返納をした高齢者の社会参加を支援します



【令和6年度】

葛飾区 高齢者運転免許証 自主返納支援事業

1 令和6年4月1日以降に運転免許証を自主返納

2 運転免許証の自主返納時に65歳以上の区民

3 支援内容: 支援券(プリペイドカード)
5,000円 (1人1回限り)

4 申 請 期 間

令和6年8月26日～令和7年3月31日

※予算額に達した場合は、期間内でも予定より早くこの事業を終了する場合があります。

5

支援事業を申請できる方

次の①～④のすべてに該当する方

- ①令和6年4月1日以降にすべての運転免許証を自主返納した
- ②運転免許証の自主返納時に65歳以上
- ③運転免許証自主返納時、この事業の申請時に葛飾区に住んでいる(葛飾区の住民基本台帳に記録されている)
- ④過去にこの事業又は他の自治体で高齢者運転免許証自主返納の支援を受けたことがない

6

支援事業の申請方法

申請書に記入し、「**申請による運転免許の取消通知書の写し**」又は「**運転経歴証明書の写し(両面)**」を添付して、郵送又は窓口で申請して下さい。

【申請書配布場所】

葛飾区役所 交通政策課 423番窓口、各区民事務所
葛飾警察署、亀有警察署、区のホームページ



【葛飾区ホームページ】

郵送で申請

【郵送先】

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1

葛飾区役所 交通政策課

「高齢者運転免許証自主返納支援事業担当」あて

窓口で申請

【窓口】

葛飾区役所 交通政策課 423番窓口

「高齢者運転免許証自主返納支援事業担当」

受付時間 平日 午前9時から午後5時まで

問い合わせ先

【葛飾区役所 交通政策課】

高齢者運転免許証自主返納支援事業担当

03-5654-6856 (平日 午前9時から午後5時まで)